年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

$I_n$　国庫の補助金を受けて施行した第三種空港の整備事業（奄美群島振興開発事業として行われるものを除く。）に係る経費に充てるため平成 n 年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 11 年度から平成 13 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、平成 11 年度補正予算債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$J_{11} = 0.018$

$J_{12} = 0.019$

$J_{13} = 0.033$

算式V

$$\frac{B \times 0.3 + \sum_{n=11}^{15} (C_n \times D_n)}{560\text{円} \times A}$$

算式Vの符号

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法（昭和 47 年法律第 67 号）第 2 条第 1 項第 3 号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和 63 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査したものの当該年度における元利償還金

$C_n$　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第 2 条第 1 項に指定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法

年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

$I_n$　国庫の補助金を受けて施行した第三種空港の整備事業（奄美群島振興開発事業として行われるものを除く。）に係る経費に充てるため平成 n 年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 11 年度から平成 13 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、平成 11 年度補正予算債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$J_{11} = 0.018$

$J_{12} = 0.019$

$J_{13} = 0.033$

算式V

$$\frac{B \times 0.3 + \sum_{n=11}^{15} (C_n \times D_n)}{607\text{円} \times A}$$

算式Vの符号

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法（昭和 47 年法律第 67 号）第 2 条第 1 項第 3 号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和 63 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査したものの当該年度における元利償還金

$C_n$　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第 2 条第 1 項に指定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法